

令和6年度一般会計補正予算（第6号）

総括表 一 付 事業概要 一

令和6年度1月一般会計補正予算（第6号）総括表

（歳入歳出予算補正）	補正前予算額	84,380,762千円
	補正額	1,488,998千円
	補正後予算額	85,869,760千円

（歳入歳出予算補正）

款（歳入）	歳入補正額	事業名	
15 国庫支出金	1,488,998	<関連歳入	1,488,998
		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増	1,488,998
歳入合計	1,488,998		

（繰越明許費補正）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	1 低所得者支援及び不足額給付金給付事業費	920,844
			920,844
7 商工費	1 商工費	1 商工会助成事業費	22,000
			22,000

(単位:千円)

款(歳出)	歳出補正額	事業名	
3 民生費	1,463,473	<国の総合経済対策に基づく低所得世帯等への支援 低所得者支援及び不足額給付金給付事業費 (重点支援給付金 など)	1,463,473< 1,463,473
6 農林費	3,525	<原油価格・物価高騰に直面する事業者等への支援 農産物栽培用肥料等購入費助成事業費 (肥料等購入費助成事業補助金 など) 農業施設用燃料費助成事業費 (燃料費支援補助金 など)	25,525< 2,611 914
7 商工費	22,000	商工会助成事業費の増 (商工振興事業費補助金の増)	22,000
歳出合計	1,488,998		

<歳入・歳出予算補正款別内訳>

(単位:千円)

款(歳入)	補正額	款(歳出)	補正額
15 国庫支出金	1,488,998	3 民生費	1,463,473
		6 農林費	3,525
		7 商工費	22,000
歳入合計	1,488,998	歳出合計	1,488,998

令和6年度一般会計補正予算（第6号）の事業概要

※事業名の右に記載の金額は補正予算額です。

※事業名の下段〈 〉内は、予算書における事項名です。

民生費

1 国の総合経済対策に基づく低所得者支援及び不足額給付金の給付 1,463,473千円

〈低所得者支援及び不足額給付金給付事業費〉

エネルギー・食料品価格等の物価高騰を受け、特に家計への負担が大きい低所得世帯や子育て世帯への支援として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、住民税非課税世帯に対して給付金を給付するとともに、定額減税を補足する給付（調整給付）において、本来給付すべき額と当初調整給付額との間で差額が生じた方等へ不足額給付金を給付します。さらに、市独自の対応として、交付金の推奨事業メニュー分を活用し、住民税均等割のみ課税世帯に対し給付金を給付します。

なお、申請及び給付期間が年度をまたぐことから、繰越明許費を設定します。

〔事業概要〕

(1) 対象者

ア 住民税非課税世帯 約24,100世帯

基準日（令和6年12月13日）において、三鷹市の住民基本台帳に記録されていて、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

イ 不足額給付対象者 約16,000人

(ア) 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への調整給付において、当初調整給付に際し、推計額を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方

(イ) 本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得者世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方（個人事業主の専従者やパート・アルバイト等で年収103万円超の方など）

ウ 住民税均等割のみ課税世帯 約2,800世帯

基準日（令和6年12月13日）において、三鷹市の住民基本台帳に記録されていて、令和6年度における住民税非課税世帯以外の世帯であって、均等割のみ課税世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

エ こども加算 約2,100人

基準日（令和6年12月13日）において、令和6年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯で扶養されている18歳以下の児童（非課税世帯：約1,800人、均等割のみ課税世帯：約300人）

(2) 給付額

ア、ウ 1世帯当たり3万円

イ-(ア) 「不足額給付時における調整給付所要額」－「当初調整給付時における調整給付所要額」(差額分を1万円単位で給付)

イ-(イ) 原則4万円

エ 対象児童1人当たり2万円

(3) 給付開始時期(予定)

ア 令和7年2月下旬以降

イ 令和7年7月以降

ウ 令和7年3月下旬以降

(4) 給付方法

- ・令和5、6年度非課税及び均等割のみ課税世帯支援給付金受給者については、市から支給のお知らせを送付し、プッシュ型で支給を行います。
- ・令和5、6年度非課税及び均等割のみ課税世帯支援給付金の未申請者等については、市から確認書などを送付し、返送内容を確認後給付を行います。
- ・不足額給付対象者のうち、イ-(ア)に該当する方で当初調整給付受給者については、市から支給のお知らせを送付し、プッシュ型で支給を行います。
- ・不足額給付対象者のうち、イ-(ア)に該当する方で当初調整給付の未申請者等については、市から確認書などを送付し、返送内容を確認後給付を行います。
- ・不足額給付対象者のうち、イ-(イ)に該当する方については、本人からの申請により給付要件を確認し、指定の口座に振り込みます。
※受取を拒否する場合には、支給のお知らせ送付後一定の期間(1週間程度)内に連絡を受けることにより、支給を行いません。

[繰越明許費の設定]

低所得者支援及び不足額給付金給付事業費 920,844千円

【財源内訳】

国庫支出金 1,463,473千円

農林費

1 農家への肥料等購入費用の支援 2,611千円

〈農産物栽培用肥料等購入費助成事業費〉

農産物栽培用の肥料及び飼料の価格高騰が続いていることから、市内農家に対して肥料・飼料の購入費用の一部を助成します。

〔事業概要〕

対象者 市内農家
補助額 令和7年1月1日～3月31日の肥料及び飼料の購入費用（消費税除く）の25%に相当する額。ただし、認定農業者、認定就農者及び準認定農業者は、上限5万円、一般農家は、上限2万円。

【財源内訳】

国庫支出金 2,611千円

2 農家への施設栽培用暖房設備の燃料購入費用の支援 914千円

〈農業施設用燃料費助成事業費〉

施設栽培用暖房設備に使用する重油及び灯油等の価格高騰が続いていることから、市内農家に対して燃料購入費用の一部を助成します。

〔事業概要〕

対象者 農業用ハウスで販売用農産物を生産する市内農家
対象経費 令和7年1月1日～令和7年3月31日に農業用ハウスの加温に使用した重油及び灯油等の燃料購入費用
補助額 A重油 1リットル当たり上限30円
灯油等 1リットル当たり上限25円
※令和2年3月時点における一般財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センター調べの納入価格と購入価格の差額を補助
申請期間 令和7年2月1日～2月28日
※1月～2月分の使用実績と3月分の使用見込みの申請を受付

【財源内訳】

国庫支出金 914千円

商工費

1 中小企業等の生産性向上に対する支援

22,000千円

〈商工会助成事業費〉

市内中小企業等に対して、省エネ化やデジタル化、新規販路開拓、生産性向上等に要する経費の補助を行う三鷹商工会に対する既存の助成事業については、令和6年度の早期に予算額に達しているところですが、エネルギー価格等の物価高騰により景気は引き続き厳しい状況にあることから、予算を増額して追加の募集を行い、市内中小企業者等の経営基盤の強化を図ります。

なお、補助金の交付が令和7年度となることから、繰越明許費を設定します。

〔事業概要〕

対 象 者 市内中小企業等

対象経費等

項目	内容	補助率
グリーン枠	経済と環境の好循環の実現に資する経費	2/3
レジリエンス枠	事業継続計画策定支援やリスクへの備えに係る経費	
デジタル枠	デジタル人材の育成やシステム構築等に係る経費	
一般枠	上記以外の経営改善に資する経費	1/2

補助上限額 新製品・新技術の研究・開発 1事業所当たり100万円

その他の経費 1事業所当たり 30万円

申請期間(予定) 令和7年2月上旬から4月末にかけて、随時、三鷹商工会の
中小企業診断士により申請を受付

〔繰越明許費の設定〕

商工会助成事業費 22,000千円

【財源内訳】

国庫支出金 22,000千円

